

小規模事業者に対する経過措置

○ 小規模事業加算(グループホーム・ケアホーム):世話人を確保するための加算

【当初(案)】

- 平成18年9月30日現在実施している事業所であって、定員4人の事業の場合、報酬上加算。
… 37単位/日(4人定員)
- 複数の住居から構成されている事業所における住居間の距離が下記の場合は、それぞれの住居ごとに加算を算定。
・世話人が概ね10分程度で移動できる範囲を超えている場合
- 3年間に限定(平成18~20年度まで毎年1/3ずつ縮小)

【見直し(案)】

- 平成18年9月30日現在実施している事業所であって、定員4人又は5人の事業の場合、報酬上加算。
… 37単位/日(4人定員)、14単位/日(5人定員)
- 複数の住居から構成されている事業所における住居間の距離が下記の場合は、それぞれの住居ごとに加算を算定。
・世話人が概ね10分程度で移動できる範囲を超えている場合
・世話人が概ね10分程度で移動できる範囲内である場合
(平成19年度末まで)
- 3年間に限定(平成20年度は1/2に縮小)

○ 小規模事業夜間支援体制加算 (ケアホーム):夜間支援体制を確保するための加算

【当初(案)】

- 平成18年9月30日現在既に夜勤体制を確保している事業所であって、定員4~10人の事業の場合、夜勤を確保できるよう報酬上加算
… 116~20単位/日(定員に応じて設定)
- 障害程度区分4以上の利用者が2人以上いる場合
- 3年間に限定(平成18~20年度まで毎年1/3ずつ縮小)

【見直し(案)】

- 平成18年4月1日現在既に夜間支援体制を確保している事業所(※)であって、定員4~9人の事業の場合、引き続き夜間支援体制が確保できるよう報酬上加算
… 127~3単位/日
(利用者及び障害程度区分に応じて設定)
- ※ 平成18年4月1日より後に開設した事業所については、開設時以降、夜間支援体制を確保していた事業所。
- 障害程度区分2以上の利用者(ケアホーム対象者)
- 3年間に限定(平成20年度は1/2に縮小)

小規模事業加算(経過措置)について

○ 既にグループホームを実施している事業所であって、小規模な事業所については、世話を引き続き確保できるよう、3年間の経過措置を講じる。

(1) 加算の対象

- ・ 平成18年9月30日現在、グループホームを実施している事業所であって、定員4人又は5人の事業所(グループホーム又はケアホーム)。
- ・ なお、複数の住居から構成されている事業所であっても、個々の住居(定員4人又は5人)ごとに専任の世話人が配置されている場合は、それぞれの住居ごとに加算を算定することができることとする。
- ・ ただし、複数の住居から構成されている事業所については、各住居間の距離が、入居者の日常生活上の支援を行う上で支障がないと認められる位置関係(世話人の業務に着目し、世話人が概ね10分程度で移動することができる距離)の範囲内である場合は、19年度末までの経過措置とする。

(2) 加算額

- ・ 住居の規模別(4人又は5人)に単価を設定。
- ・ 4人定員・・・37単位/日、5人定員・・・14単位/日

(注) 平成20年度の加算額は、上記単価の1/2とする。

小規模事業夜間支援体制加算(経過措置)について

- 既にグループホームを実施している事業所であって、小規模な事業所については、夜間支援体制を引き続き確保できるよう、3年間の経過措置を講じる。

(1)加算の対象

○ 小規模事業夜間支援体制加算

- ・ 平成18年4月1日現在で既に夜間支援体制(夜間支援体制加算の要件を満たす場合)を確保していた事業所であって、小規模な事業所(ケアホーム)。
- ・ なお、平成18年4月1日より後に開設した事業所については、開設時以降、夜間支援体制を継続的に確保している事業所。
- ・ 対象となる利用者は、当該事業所に入居しているケアホーム対象者(障害程度区分2以上)

(2)加算額

○ 小規模事業夜間支援体制加算

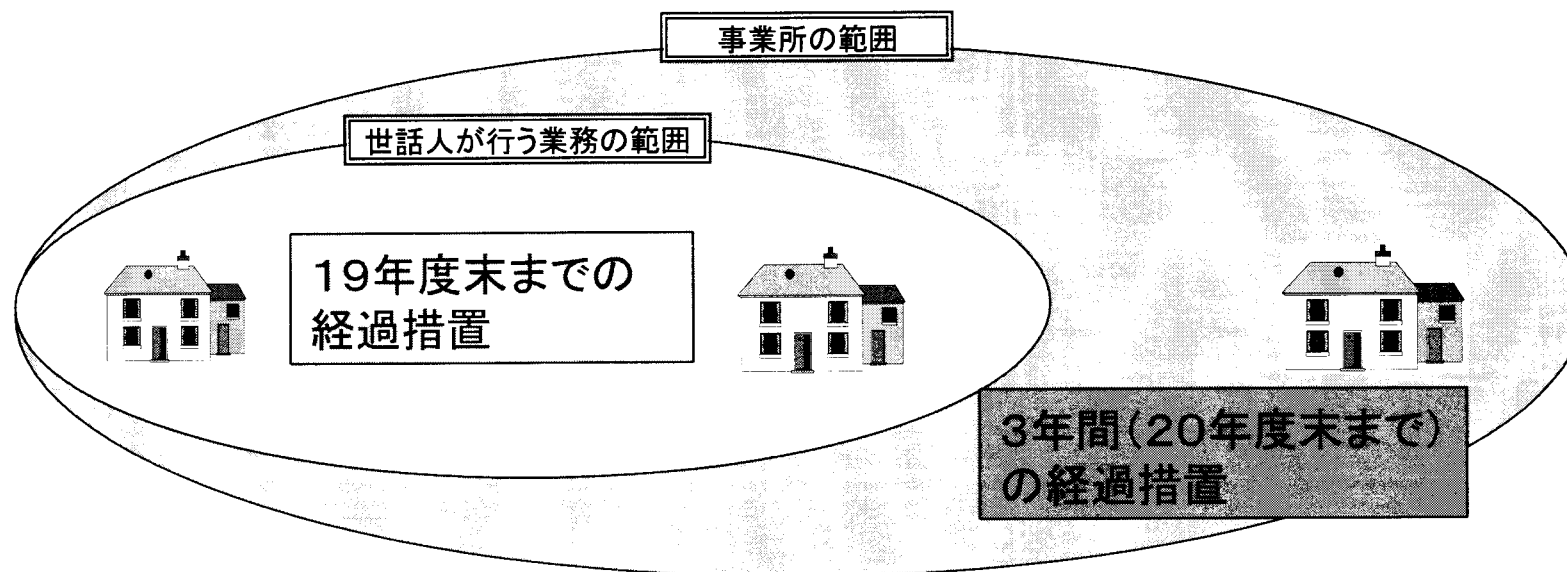
- ・ 1名の夜間支援従事者が支援するケアホーム対象者数(4~9人)に応じて単価を設定。
- ・ ただし、支援するケアホーム対象者数が4人以下の場合には、4人の単価を適用。

	4人	5人	6人	7人	8人	9人
区分5・6	127単位/日	98単位/日	73単位/日	57単位/日	42単位/日	32単位/日
区分4	65単位/日	46単位/日	33単位/日	19単位/日	12単位/日	5単位/日
区分2・3	26単位/日	22単位/日	18単位/日	11単位/日	8単位/日	3単位/日

(注) 平成20年度の加算額は、上記単価の1/2とする。

小規模事業加算の対象範囲の見直しについて

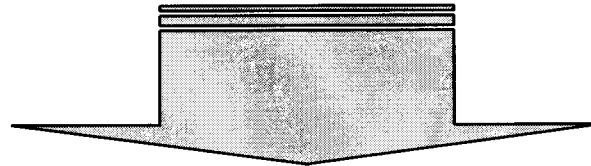
- 定員4～5名(当初案では4名のみ)の事業の場合、世話人1人分を確保できるよう、3年間の経過措置として、報酬上加算(小規模事業加算)。
- 当初案では、近隣に同一法人が経営するグループホームがある場合、加算の対象外としていたが、円滑な移行を図る観点から、近隣のグループホーム・ケアホームでも、それぞれの住居ごとに世話人を配置する場合、19年度末まで小規模事業加算の算定対象とする。



グループホーム・ケアホームのサービス管理責任者の経過措置について

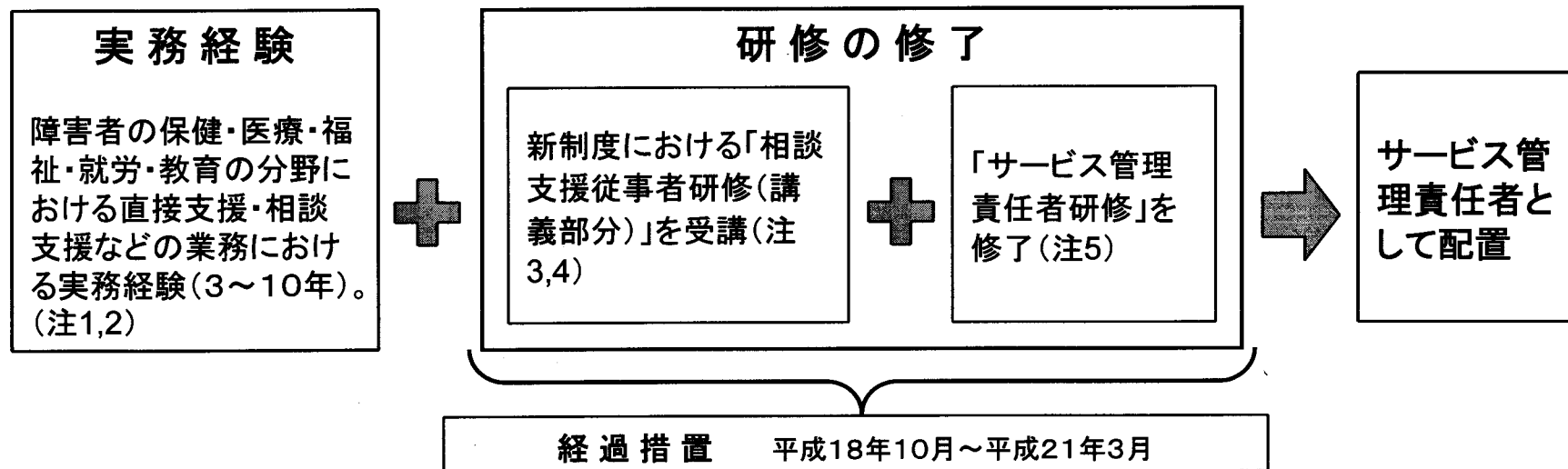
- グループホーム・ケアホームにおけるサービス管理責任者の要件については、現にサービス提供を実施している事業者において、実務経験を満たす人材を確保できない場合に限り、平成19年度末までに「サービス管理責任者研修」等を受講・修了することを条件として、3年以上の実務経験をもって暫定的にサービス管理責任者として配置できるところ。
- しかしながら、NPO法人などが実施している小規模な事業者については、スタッフは事実上世話人のみの事業者も多く、人材を確保することが困難な場合や、3年の実務経験を満たすことができない場合があります、平成18年10月以降も引き続き、事業を実施するためには、何らかの配慮措置が必要であることから、以下のとおり要件を緩和することとする。

【要件緩和(案)】



- 小規模(定員10人未満)の事業者については、平成20年度末まで、サービス管理責任者の配置を猶予することとする(新規事業者も含む)。
- その場合であっても、計画作成担当者を特定し、個別支援計画の作成、日中活動サービス事業所との連絡調整等の業務を行うこととする。

「サービス管理責任者」の要件 (修正版)



実務経験の要件を満たしていれば、平成21年3月までの間に「相談支援従事者研修(講義部分)」を受講し、かつ「サービス管理責任者研修」を修了することを条件として、これらの研修を受講・修了していない場合であっても、暫定的にサービス管理責任者として配置できることとする。

- (注1) 実務経験については、別に定める。
- (注2) グループホーム、ケアホーム、児童デイサービスについては、現にサービス提供を実施している事業者において、実務経験を満たす人材を確保できない場合に限り、平成19年度末までに「相談支援従事者研修(講義部分)」と「サービス管理責任者研修」を受講・修了することを条件として、3年以上の実務経験をもって暫定的にサービス管理責任者として配置できることとする。なお、グループホームとケアホームにおいて、この措置をもってサービス管理責任者の配置が困難な小規模(定員10人未満)の事業者の場合に限り、経過措置期間中(平成20年度末まで)はサービス管理責任者の配置を猶予できることとする(新規事業者も含む)。
- (注3) 「相談支援従事者研修(講義部分)」とは、同研修のカリキュラムのうち、別に定める講義部分(2日間程度)をいう。
- (注4) 過去の「障害者ケアマネジメント研修」の修了者については、平成18年度以降、経過措置終了までの間に「相談支援従事者初任者研修」(1日)を受講した場合、新制度における「相談支援従事者研修」を修了したものと見なす。
- (注5) 多機能型の運営において複数種類の事業のサービス管理責任者を兼務する場合は、「サービス管理責任者研修」のうち、該当する種類の事業に係るすべてのカリキュラムを修了することが必要。ただし、事業開始後3年間は、少なくとも一つの種類の事業に係る研修を修了していればよいこととする。